

佐渡市省エネ家電等購入促進事業補助金 Q&A

1 補助対象について

	質問	回答
1	新たに購入した省エネ家電・エコ家電は、補助対象になるのか。	買い換え、新規購入問わず補助対象になります。
2	市外の店舗（ネット販売含む）で家電を購入した場合は補助対象になるのか。	補助対象にはなりません。市内の家電販売店（ネット販売も対象外）から直接お買い求めください。
3	いつ購入したものが補助対象になるのか。	令和8年4月1日～令和9年2月末日までに購入・設置する家電で、申請受付期間（令和8年4月1日～4月30日）までに交付申請書を提出したものが補助対象となります。
4	申請してから交付決定の間に設置しても補助対象になりますか。	補助対象になります。ただし申請多数の場合は抽選になりますのでご了承ください。
5	住民登録のある自宅住居以外の別宅（別荘など）の家電の購入は補助対象となるのか。	補助対象ではありません。自ら居住する住居（住民登録地）に設置する場合は補助対象となります。ただし、住所登録地と同一であるものに関し、店舗付き住宅に設置する場合は補助対象となります。
6	申請者と購入者が異なる場合は、対象となるのか。	対象になりません。補助対象家電を購入し自ら居住する住居（住民登録地）に設置する者が対象になります。 ※見積書、領収書の宛名が申請者であること。
7	申請者は、世帯主でなければならないか。	18歳以上の世帯員であれば申請が行えます。ただし、過去3年間に同一世帯の者（住民登録の同一世帯員）が当該補助金の交付決定を受けていない場合に限りです。
8	市外在住で佐渡市に転入を予定している場合は、補助対象となるのか。	令和8年4月1日において、市内に住民登録している者が補助対象となります。
9	二世帯住宅の場合は世帯別に申請できるか。	同じ建物にお住まいでも、実際に住居として使用している部分が異なる（住民登録上同一世帯員ではないこと）場合は補助対象となります。
10	事業者は補助対象者になるか。	あくまで居住する個人からの申請とすることから補助対象になりません。 ※LED照明については、「クリーンエネルギー導入促進補助金」で事業者対象に補助をしていますので、そちらをご活用ください。
11	アパートの居住者も補助対象となるか。	アパートの居住者が家電を購入し自ら使用する場合は、補助対象となります。申請者はアパートの居住者になります。
12	アパートの大家から申請できるか。	あくまで居住する個人からの申請とすることから補助対象になりません。

13	家電を設置するための工事費は、補助対象に含まれるか。	あくまで本体購入価格（消費税を除く）のみを対象としているので補助対象に含まれません。
14	商品券やポイントを利用する場合、補助金は減額されるか。	商品券やポイント利用後の価格ではなく、商品券やポイント利用前の価格に補助率をかけて補助金額を決定します。
15	他の補助金も併せて受ける場合は、補助対象となるのか	補助対象となります。ただし、国県その他の団体の補助金を受けた場合、補助対象経費の額から補助制度で受ける補助金額を控除します。

2 書類提出の期間・方法について

	質問	回答
1	申請受付期間はいつからいつまでか。	申請受付期間は、令和8年4月1日（水）～4月30日（木）17時までです。
2	書類の様式はどこにあるか。	様式については、市のホームページに掲載していますので、ダウンロードして作成してください。また、4月1日から市のホームページから電子申請もできます。（佐渡市企画部総合政策課及び各支所・行政サービスセンター窓口でも申請書をお渡しできます。）
3	書類の提出は郵送でも可能か。	郵送による申請も可能です。（4月30日17時まで必着）後日、申請内容を確認する場合がありますので、必ず連絡先電話番号等をご記入ください。
4	書類の提出は代理（使用者も含む）でも可能か。	代理でも可能ですが、必ず申請者ご本人の了解を得たうえで行ってください。

3 申請書・申請額について

	質問	回答
1	補助金交付申請額は、いくらになるか。	本体購入価格（消費税を除く）の1/2 上限3万円、下限2万円（LED照明器具は1万円）
2	エアコンと冷蔵庫両方購入した場合補助対象になるのか。	1世帯1種類とさせていただいているので、どちらか選択して申請してください。
3	エアコンを複数台購入した場合は補助対象となるのか。	原則、1世帯1台のみ補助対象とします。ただし、LED照明器具については、複数購入しても補助対象とします。
4	購入する家電が「省エネルギー基準達成率100%以上」となっているか、わからない。	販売店舗で確認するか、省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) にて、検索して確認してください。
5	購入予定の家電が省エネ型製品情報サイトに掲載されていないので、省エネルギー基準達成率が分からない。	省エネ型製品情報サイトに掲載されていない製品は補助対象になりません。対象製品は、省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) にて、検索して確認してください。
6	補助金の交付決定には申請からどの程度かかるか。	決定の可否について、申請受付期間後速やかに通知します。 (5月中旬予定)なお、申請件数が多い場合は抽選により決定させていただきます。
7	抽選の場合、抽選結果はどのように確認できるのか。	【書面申請の方】 抽選結果は郵送で通知します。当選の方は「交付決定通知書」を、落選の方は「不交付決定通知書」を送付します。 【電子申請の方】 抽選結果は電子申請の登録メールアドレスに連絡します。
8	エアコンの補助申請額はいくらからいくらまでか。	補助金下限（2万円）を設定していますので、購入価格4万円以上のものとなります。
9	冷蔵庫の補助申請額はいくらからいくらまでか。	補助金下限（2万円）を設定していますので、購入価格4万円以上のものとなります。
10	LED照明器具の補助申請額はいくらからいくらまでか。	補助金下限（1万円）を設定していますので、購入価格が2万円以上（複数台の合計で可）のものとなります。

4 購入予定製品の変更について

	質問	回答
1	申請した購入予定製品（見積書の製品）が、交付決定後に在庫が無くなった場合、別の型番を購入することは可能か。	やむを得ず、補助対象製品を申請時と別型番の製品に変更する場合は、実績報告書に変更する製品の「型番・省エネ達成率100%が確認できるカタログ等」を添付してください。ただし、交付決定額を上回る補助金を交付できません。

5 実績報告書・交付請求書について

	質問	回答
1	実績報告書はいつ提出したらよいか。	<p>【申請時に購入済みの方】 交付決定後20日以内に提出してください。</p> <p>【申請時に未購入の方】 購入完了後20日以内に提出してください。（令和9年2月9日以降に購入する方は、最終報告期限である2月末日までに提出してください。）</p>
2	領収書の形式に指定はあるか。（レシートでも良いか。）	<p>形式に指定はありませんが、申請者の宛名、購入品目、購入価格、購入日が確認できる領収書などの写しを添付してください。領収書に購入品目などの記載がない場合は、請求書や内訳書など購入内容が分かる書類も添付してください。また、申請者の宛名の記載がないものは、受理できません。</p>
3	振込先を申請者以外の名義にしてもよいか。	<p>申請者本人の口座を振込先に指定してください。</p>